

浜の活力再生広域プラン
令和3～7年度
(第2期)

1 広域水産業再生委員会

組織名	稚内・宗谷広域水産業再生委員会
代表者名	岡田 直行（稚内漁業協同組合 代表理事組合長）

広域委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・稚内地区地域水産業再生委員会（稚内漁業協同組合、稚内市、豊富町、稚内漁業協同組合地方卸売市場買受人組合） ・宗谷地区地域水産業再生委員会（宗谷漁業協同組合、稚内市） ・北海道漁業協同組合連合会 ・北海道信用漁業協同組合連合会 ・全国漁業信用基金協会北海道支所 ・北海道漁業共済組合 ・全国共済水産業協同組合連合会北海道事務所 ・北海道
オブザーバー	
対象となる地 域の範囲及び 漁業の種類	<p>北海道稚内市、豊富町</p> <p>稚内市（稚内地区）：正組合員数 175 名 さけ定置網漁業（12 経営体）、こんぶ漁業（144 経営体）、なまこ桁曳網漁業（42 経営体）、カレイ刺網漁業（25 経営体）、たこ漁業（127 経営体）、その他兼業（2 経営体）</p> <p>稚内市（宗谷地区）：正組合員数 318 名、准組合員数 4 名 さけ定置網漁業（16 経営体）、なまこ桁曳網漁業（32 経営体）、こんぶ漁業（89 経営体）、ほたてがい桁曳網漁業（118 経営体）、たこ漁業（177 経営体）、その他兼業（9 経営体）</p> <p>豊富町（稚内地区）：正組合員数 8 名 さけ定置網漁業（7 経営体）、ほっき漁業（7 経営体）</p> <p>正組合員数合計：501 名</p>

2 地域の現状

(1) 地域の水産業を取り巻く現状等

◎地域の概要

当委員会を構成する1市1町（稚内市、豊富町）は、北海道の北部に位置し、日本海を拠点とする稚内漁業協同組合（以下、「稚内漁協」という。）、オホーツク海を拠点とする宗谷漁業協同組合（以下、「宗谷漁協」という。）の2沿岸漁協が存在する地域であり、漁業と水産加工業が盛んな地域である。

日本海とオホーツク海に育まれた豊かな漁場を活かして、ホタテガイ、ナマコ、ミズダコは日本屈指の水揚げを誇るなど、多種多様な水産物が取れる地域であり、令和元年度には稚内漁協および宗谷漁協合せて、水揚数量は53,192 t、水揚金額は15,826百万円でその5割以上がホタテガイによる水揚げとなっている。

近年では、中国やEUなどへ輸出されるホタテガイやナマコの需要が高く、当地域の水産加工業等を通じて多くの水産物が国内外へ流通している。

しかしながら、気候の変化やトド・アザラシの海獣類による漁業被害といった外的要因による漁獲量の減少、人口減少に伴い担い手の確保が困難な状況にあり、漁業生産力を維持するためには、これらの課題を克服する必要がある。

◎地域の現状と課題

1. ナマコ資源について

ナマコ漁業は各漁協の共同漁業権行使承認による地先でのタモによる採捕のほか、知事許可による沖合での桁曳き網漁業により操業されており、桁曳き網漁業については、両漁協の共有海面において操業されている。

単価については、近年、1 kg あたり 4,000 円台の高値で推移しているが、漁獲量については、平成26年の518 tを最後に400 t前後で推移しており、漁獲サイズや操業時間を制限し資源管理に努めているものの、明確な資源量の増大には至っていない。

資源増大対策としては、宗谷漁協が全道でもいち早く昭和63年から種苗を生産し、現在は共有海面での種苗生産や放流をこれまで実施しており、稚内漁協においても、平成26年より漁協青年部が主体となって種苗生産を行っているが、両漁協ともに種苗生産施設の規模が小さく、また老朽化が著しいため、生産能力を高めるためには、種苗生産施設の更新が必要となっている。

また、高値で取引されるナマコは、密漁の対象となっており、当地域の砂浜に車のタイヤ痕やゴムボート等を置いた痕跡が確認されるなど、漁業者による監視活動を行っても依然として摘発に繋がっておらず、資源増大対策の効果を図れない現状にある。

2. 水産物の流通促進について

日本屈指の水揚げを誇るホタテガイやナマコは、国内から輸出される農林水産物上位 20

品目に該当する水産物であるため、持続的な水揚げを維持できるよう漁業者を確保していくことに加え、衛生管理の徹底から流通に至るまで総合的な対策を講じていく必要がある。

また、これまでも当地域で獲れるホタテガイやミズダコは、多くの加工品や飲食店のメニューとして流通しているが、国内におけるさらなる消費拡大に向けて、稚内の地場産品として認められる「稚内ブランド」の認証制度を活用し、官民一体となって、道内や首都圏等でのイベントを通じた知名度向上や販路の拡大を図っていく必要がある。

3. 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について

海獣類は、刺網や定置網で捕獲した魚介類を捕食することで、網を破損したり定置網に入った鮭を一網打尽にしてしまうため、漁業被害はもとより、採算性が合わなく休業に追い込まれる漁業者もいる。

漁業者ハンターが中心となり、駆除や追い払いを実施しているものの、来遊数は一向に減ることがなく、特にアザラシにおいては、冬季間の来遊であったものが、年間通じて生息が確認されるなど、当地域の漁業者のみならず、研究機関や駆除の専門業者などの配置など根本的な対策を望んでいる現状である。

4. 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について

宗谷漁協は、漁業就業者数は平成 20 年 350 人から令和元年 318 人と緩やかな減少が続いているが、年齢構成もバランスがとれており、次世代の漁業者が確保されているものの、稚内漁協の漁業者は、平成 20 年 259 人から令和元年 183 人までに 76 人減少しており、60 歳以上の割合も平成 20 年 64%から令和元年 59%と高齢化率が依然として高いことから、世代交代や新たな漁業者の受入が急務となっている。

そのため、地域で実施される就業フェアに参加し漁業の魅力を伝えるとともに、後継者の育成に不可欠な安定的かつ収益性の高い漁業経営を推進するため、漁業用機械等の導入や高齢化した漁船の更新等の支援体制づくりを進める必要がある。

(2) その他の関連する現状等

対象地域の漁業センサス（2018 年）では、漁業就業者が 864 名、水産加工業が 936 名の合計 1,800 名となっており、住民基本台帳法に基づく総人口の約 5%が水産業に関わる者となっている。

水揚げされた水産物は、地域内の旅館業、飲食業、小売業へ流通し、観光客の集客やふるさと納税へのお礼品として扱われていることから、水産業は地域の労働の確保とともに様々な経済へ貢献している。

・地域の概況

	人口（人）	水産業の 就業者	面積（km ² ）	地域指定の状況			
				過疎	辺地	山村	特豪

稚内市	34,249	1,794	761.47	○	○		○
豊富町	3,973	6	520.69	○	○	○	○
計	38,222	1,800	1,282.16				

資料：人口～2018.12月末の住民基本台帳

水産業の就業者～2018年漁業センサス（漁業就業者数及び水産加工場の従業者数の合計）

3 競争力強化の取組方針

(1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

① ナマコ資源について

◆種苗生産施設の更新

宗谷漁協は、全道でもいち早く昭和63年からナマコの種苗生産を開始し、稚内漁協においても、平成26年から種苗生産を行っているが、両漁協とも、種苗生産施設の規模が小さいことに加え、老朽化が著しいことから、種苗生産能力向上および効率化を図るため、種苗生産施設を整備する。

◆密漁対策の強化

ナマコの水揚げ減少の外的要因である密漁を根絶するため、監視カメラを設置し、陸上の監視体制の構築を図ることに加え、両漁協による「夜間監視」を行うことで、安定した水揚げの

確保につなげる。

② 水産物の流通促進について

当地域の独自の認証制度である「稚内ブランド」に認証されているミズダコは、当地域における水産物のシンボルのひとつとして、ふるさと納税の返礼品として利用されるなどしているが、さらに認知度を高めるため、道内や首都圏でのイベントに出品することや、クルーズ船の寄港に合わせた歓迎としてミズダコの提供を行う。

また、当地域には、旬な食材を求めて多くの観光客が訪れており、水産物が観光業に大きく貢献していることから、活ホタテ等の一次加工体験などの体験型観光を実施することで、多くの観光客に対して、水産物と接する機会を創出し、その場でしか味わえない水産物の魅力を伝えることで、「稚内」の知名度向上と消費拡大を図る。

③ 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について

◆漁業被害対策

当地域は、サハリン以北から海獣類の南下に伴う通過拠点であることから、全道各地で行う駆除等により、生息の拠点として、当地域への定着化や固定化を防ぐため、従来から実施している追い払いや許容範囲内の駆除を行うことで、漁業被害の軽減あるいは防止を図る。

◆漁業者ハンターの維持・向上

海獣類の追い払いや駆除のため、特にアザラシ被害が大きいサケ定置網漁業を行う漁業者への銃所持を促し、各地域で駆除が実施できる体制の維持を図るとともに、継続した活動に伴うハンターの育成を行う。

(2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

<p>① 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について</p> <p>◆新規漁業者（漁家子弟含む）</p> <p>稚内市として、新規漁業者が就業し易い環境を整えるため、初期投資の軽減を図ることを目的とした支援制度を創設するとともに、地元での就業フェア等を通じて、漁業の魅力を伝える機会を増やし、円滑な世代交代を促進する。</p> <p>◆経営の合理化と経費抑制</p> <p>漁業経営セーフティーネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制により、漁業コストの削減を図り、収益性の高い操業体制の構築を図る。</p> <p>◆安定した漁家経営</p> <p>中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。また、西稚内漁港内船揚場の改良を行うことで船外機船の引揚げ・保管作業に係る時間の短縮によるコストの削減を図る。</p> <p>◆若手漁業者の資質向上と将来的な担い手の育成</p> <p>若手漁業者に各種研修への参加を促し資質の向上を図るとともに、水産技術普及指導所や漁協青年部が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。</p>
--

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

<p>漁業法や漁業調整規則を順守するとともに、ナマコ資源管理のため、各漁協が、共通した漁獲サイズや漁獲量の制限による資源管理を実行することで、漁業資源の持続的な利用に努めるとともに、漁業共済、積立ぶらすへの加入により、効率的で安定的な漁業経営を確立する。</p>

(4) 具体的な取組内容（年度ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和3年度）

取組内容	<p>1 ナマコ資源について</p> <p>① 両漁協は、当地域全体におけるナマコの種苗生産体制を再構築するため、試験研究機関等も交えた協議会を立ち上げる。</p> <p>② 両漁協は、当地域全体におけるナマコの密漁根絶のため、海保・警察を交えた協議会を立ち上げ、監視カメラの設置個所について協議を行う。</p> <p>また、協議会で構築した監視体制に基づき、両漁協が地域を分担して「夜間監視」を行う。</p> <p>2 水産物の流通促進について</p> <p>両漁協は、市内の観光業界の求めに応じ、観光客に対し、活ホタテ等の一</p>
------	--

	<p>次加工体験などの体験型観光を実施し、その場でしか味わえない水産物の魅力を提供するほか、稚内市などと連携し、「稚内ブランド」に認証されているミズダコを道内や首都圏でのイベントに共同で出品することで、水産都市「稚内」の知名度向上と消費拡大を図る。</p> <p>3 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について</p> <p>① 当地域は、海獣類が通過する拠点となっていることから、両漁協は、海域での定着化や固定化を防ぐため、効果的な追い払いや駆除方法に係る情報交換や協議を行い、それらを実践することにより、漁業被害の軽減あるいは防止を図る。</p> <p>② 両漁協は、海獣類の駆除体制の強化を図るべく、アザラシ被害が大きいサケ定置網漁業を行う漁業者への銃所持を促し、各地域で切れ目なく駆除が実施できる体制を構築するとともに、命中率を高める陸上での的打ちの練習を共同で実施するなど、漁業者ハンターの銃操作の技術向上を図る。</p> <p>4 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について</p> <p>① 年齢バランスのとれた生産体制を確保するため、稚内市は、漁協や漁業者と協議しながら、新規漁業者に対する魅力ある支援制度を検討する。 また、各漁協は、地元での就業フェア等を通じて、就業希望者に対し、漁業の魅力を伝える機会を増やし、円滑な世代交代を促進する。</p> <p>② 各漁協は、経営の合理化や経費抑制のため、漁業経営セーフティネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制により、漁業コストの削減を図り、収益性の高い操業体制の構築を図る。</p> <p>③ 各漁協は、中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。</p> <p>④ 各漁協は、水産業を持続的なものとするため、若手漁業者に各種研修への参加を促し資質の向上を図るとともに、水産技術普及指導所や漁協青年部が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・有害生物被害軽減対策事業（国） 3－① ・鳥獣被害防止総合対策事業（国） 3－①・② ・経営体育成総合支援事業（国） 4－① ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） 4－② ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 4－③ ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 4－③ ・水産業競争力強化金融支援事業（国） 4－③

	<ul style="list-style-type: none"> ・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道） 3-①・② ・資源育成強化対策事業（市） 1-② ・海獣類漁業被害防止対策事業（市） 3-①・② ・沿岸漁業担い手育成事業（市） 4-① ・漁業近代化資金利子補給金事業（市） 4-③
--	---

2年目（令和4年度）

取組内容	<p>1 ナマコ資源について</p> <p>① 両漁協は、当地域全体におけるナマコの種苗生産体制に係る協議会による生産規模等の検討結果を踏まえ、先行して、宗谷漁協の種苗生産施設の整備計画を策定する。</p> <p>② 両漁協は、当地域全体におけるナマコの密漁根絶のため、密漁防止対策に係る協議会の検討結果を踏まえ、監視カメラの設置を順次行う。 また、協議会で構築した監視体制に基づき、両漁協が地域を分担した「夜間監視」を継続して行う。</p> <p>2 水産物の流通促進について</p> <p>両漁協は、観光業界の求めに応じ、観光客に対し、活ホタテ等の一次加工体験などの体験型観光を実施し、その場でしか味わえない水産物の魅力を提供するほか、稚内市などと連携し、「稚内ブランド」に認証されているミズダコを道内や首都圏でのイベントに共同で出品することで、水産都市「稚内」の知名度向上と消費拡大を図る。</p> <p>3 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について</p> <p>① 両漁協は、海域での定着化や固定化を防ぐため、効果的な追い払いや駆除方法に係る情報交換や協議を継続して行い、必要に応じ手法の見直しなどを行うことにより、漁業被害の軽減あるいは防止を図る。</p> <p>② 両漁協は、海獣類の駆除体制の強化を図るべく、アザラシ被害が大きいサケ定置網漁業を行う漁業者への銃所持を促すとともに、構築した駆除体制に基づき、命中率を高める陸上での的打ちの練習を共同で実施するなど、漁業者ハンターの銃操作の技術向上を図る。</p> <p>4 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について</p> <p>① 年齢バランスのとれた生産体制を確保するため、稚内市は、漁協や漁業者と協議しながら、新規漁業者に対する魅力ある支援制度を創設する。 また、各漁協は、地元での就業フェア等を通じて、就業希望者に対し、漁業の魅力を伝える機会を増やし、円滑な世代交代を促進する。</p>
------	--

	<p>② 各漁協は、経営の合理化や経費抑制のため、漁業経営セーフティネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制により、漁業コストの削減を図り、収益性の高い操業体制の構築を図る。</p> <p>③ 各漁協は、中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。</p> <p>④ 各漁協は、水産業を持続的なものとするため、若手漁業者に各種研修への参加を促し資質の向上を図るとともに、水産技術普及指導所や漁協青年部が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。</p> <p>⑤ 北海道は、西稚内漁港において船外機船の上架作業を円滑に行えるようにするため、船揚場に船置工を整備する改良工事を行う。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） 1－①・② ・有害生物被害軽減対策事業（国） 3－① ・鳥獣被害防止総合対策事業（国） 3－①・② ・経営体育成総合支援事業（国） 4－① ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） 4－② ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 4－③ ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 4－③ ・水産業競争力強化金融支援事業（国） 4－③ ・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道） 3－①・② ・資源育成強化対策事業（市） 1－② ・海獣類漁業被害防止対策事業（市） 3－①・② ・沿岸漁業担い手育成事業（市） 4－① ・漁業近代化資金利子補給金事業（市） 4－③ ・水産業競争力強化漁港機能増進事業（国） 4－⑤

3年目（令和5年度）

取組内容	<p>1 ナマコ資源について</p> <p>① 両漁協は、当地域全体におけるナマコの種苗生産体制に係る協議会による生産規模等の検討結果を踏まえ、宗谷漁協の種苗生産施設の整備工事に着手するとともに、稚内漁協の種苗生産施設の整備計画を策定する。</p> <p>② 両漁協は、当地域全体におけるナマコの密漁根絶のため、密漁防止対策に係る協議会の検討結果を踏まえ、監視カメラによる効果を分析し、計画的に監視カメラの設置台数を増加させる。</p> <p>また、協議会で構築した監視体制に基づき、両漁協が地域を分担した「夜間監視」を継続して行う。</p>
------	---

	<p>2 水産物の流通促進について</p> <p>両漁協は、観光業界の求めに応じ、観光客に対し、活ホタテ等の一次加工体験などの体験型観光を実施し、その場でしか味わえない水産物の魅力を提供する。</p> <p>また、両漁協は、道内や首都圏でのイベントに共同で出品することに加え、稚内市が中心となって誘致している外国船籍等のクルーズ船の寄港に際して、ミズダコなどの水産物を提供し、水産都市「稚内」の知名度向上と消費拡大を図る。</p> <p>3 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について</p> <p>① 両漁協は、海域での定着化や固定化を防ぐため、効果的な追い払いや駆除方法に係る情報交換や協議を継続して行い、必要に応じ手法の見直しなどを行うことにより、漁業被害の軽減あるいは防止を図る。</p> <p>② 両漁協は、海獣類の駆除体制の強化を図るべく、アザラシ被害が大きいサケ定置網漁業を行う漁業者への銃所持を促すとともに、構築した駆除体制に基づき、ライフル銃を所持したベテランハンターによる技術講習を共同で実施し、漁業者ハンターの銃操作の技術向上を図る。</p> <p>4 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について</p> <p>① 各漁協は、稚内市が創設した新規漁業者に対する支援制度も活用し、地元での就業フェア等を通じて、就業希望者に対し、漁業の魅力伝える機会を増やし、円滑な世代交代を促進する。</p> <p>② 各漁協は、経営の合理化や経費抑制のため、漁業経営セーフティーネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制により、漁業コストの削減を図り、収益性の高い操業体制の構築を図る。</p> <p>③ 各漁協は、中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。</p> <p>④ 各漁協は、水産業を持続的なものとするため、若手漁業者に各種研修への参加を促し資質の向上を図るとともに、水産技術普及指導所や漁協青年部が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。</p> <p>⑤ 北海道は、西稚内漁港において船外機船の上架作業を円滑に行えるようにするため、船揚場に船置工を整備する改良工事を行う。（継続）</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） 1－①・② ・有害生物被害軽減対策事業（国） 3－①

	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策事業（国） 3－①・② ・経営体育成総合支援事業（国） 4－① ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） 4－② ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 4－③ ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 4－③ ・水産業競争力強化金融支援事業（国） 4－③ ・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道） 3－①・② ・資源育成強化対策事業（市） 1－② ・海獣類漁業被害防止対策事業（市） 3－①・② ・沿岸漁業担い手育成事業（市） 4－① ・漁業近代化資金利子補給金事業（市） 4－③ ・水産業競争力強化漁港機能増進事業（国） 4－⑤
--	---

4年目（令和6年度）

取組内容	<p>1 ナマコ資源について</p> <p>① 両漁協は、当地域全体におけるナマコの種苗生産体制に係る協議会による生産規模等の検討結果を踏まえ、宗谷漁協において整備した施設により、種苗生産を開始するとともに、稚内漁協においては、種苗生産施設の整備工事に着手する。</p> <p>② 両漁協は、当地域全体における監視カメラの設置による陸上の監視体制構築のもと両漁協が地域を分担した「夜間監視」を継続して行い、ナマコ密漁の根絶を図る。</p> <p>2 水産物の流通促進について</p> <p>両漁協は、観光業界の求めに応じ、観光客に対し、活ホタテ等の一次加工体験などの体験型観光を実施し、その場でしか味わえない水産物の魅力を提供する。</p> <p>また、両漁協は、道内や首都圏でのイベントに共同で出品することに加え、稚内市が中心となって誘致している外国船籍等のクルーズ船の寄港に際して、ミズダコなどの水産物を提供し、水産都市「稚内」の知名度向上と消費拡大を図る。</p> <p>3 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について</p> <p>① 両漁協は、海域での定着化や固定化を防ぐため、効果的な追い払いや駆除方法に係る情報交換や協議を継続して行い、必要に応じ手法の見直しなどをすることにより、漁業被害の軽減あるいは防止を図る。</p> <p>② 両漁協は、海獣類の駆除体制の強化を図るべく、アザラシ被害が大きい</p>
------	--

	<p>サケ定置網漁業を行う漁業者への銃所持を促すとともに、構築した駆除体制に基づき、ライフル銃を所持したベテランハンターによる技術講習を共同で実施し、漁業者ハンターの銃操作の技術向上を図る。</p> <p>4 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について</p> <p>① 各漁協は、稚内市が創設した新規漁業者に対する支援制度も活用し、地元での就業フェア等を通じて、就業希望者に対し、漁業の魅力を伝える機会を増やし、円滑な世代交代を促進する。</p> <p>② 各漁協は、経営の合理化や経費抑制のため、漁業経営セーフティネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制により、漁業コストの削減を図り、収益性の高い操業体制の構築を図る。</p> <p>③ 各漁協は、中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。</p> <p>④ 各漁協は、水産業を持続的なものとするため、若手漁業者に各種研修への参加を促し資質の向上を図るとともに、水産技術普及指導所や漁協青年部が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。</p> <p>⑤ 前年に西稚内漁港船揚場の船置工が整備されたことにより稚内地区漁業者の漁船の上架作業が円滑化され、負担軽減、コストの削減が図られる。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） 1－①・② ・有害生物被害軽減対策事業（国） 3－① ・鳥獣被害防止総合対策事業（国） 3－①・② ・経営体育成総合支援事業（国） 4－① ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） 4－② ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 4－③ ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 4－③ ・水産業競争力強化金融支援事業（国） 4－③ ・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道） 3－①・② ・資源育成強化対策事業（市） 1－② ・海獣類漁業被害防止対策事業（市） 3－①・② ・沿岸漁業担い手育成事業（市） 4－① ・漁業近代化資金利子補給金事業（市） 4－③

5年目（令和7年度）

取組内容	<p>1 ナマコ資源について</p> <p>① 両漁協は、当地域全体におけるナマコの種苗生産体制に係る協議会によ</p>
------	--

	<p>る生産規模等の検討結果を踏まえ整備された施設により生産された稚ナマコを放流することにより、ナマコの種苗生産能力を高め、持続可能なナマコの水揚げを推進する。</p> <p>② 両漁協は、当地域全体における監視カメラの設置による陸上の監視体制構築のもと両漁協が地域を分担した「夜間監視」を継続して行い、ナマコ密漁の根絶を図る。</p> <p>2 水産物の流通促進について</p> <p>両漁協は、観光業界の求めに応じ、観光客に対し、活ホタテ等の一次加工体験などの体験型観光を実施し、その場でしか味わえない水産物の魅力を提供する。</p> <p>また、両漁協は、道内や首都圏でのイベントに共同で出品することに加え、稚内市が中心となって誘致している外国船籍等のクルーズ船の寄港に際して、ミズダコなどの水産物を提供し、水産都市「稚内」の知名度向上と消費拡大を図る。</p> <p>3 海獣類（トド・アザラシ）による漁業被害防止対策について</p> <p>① 両漁協は、海域での定着化や固定化を防ぐため、効果的な追い払いや駆除方法に係る情報交換や協議を継続して行い、必要に応じ手法の見直しなどを行うことにより、漁業被害の軽減あるいは防止を図る。</p> <p>② 両漁協は、海獣類の駆除体制の強化を図るべく、アザラシ被害が大きいサケ定置網漁業を行う漁業者への銃所持を促すとともに、構築した駆除体制に基づいた技術講習会を共同で継続実施する。</p> <p>また、銃所持が10年経過した者からライフル銃の所持申請が可能となることから、許可に備えた練習を共同で実施する。</p> <p>4 中核的漁業者の育成と新規就業者の確保について</p> <p>① 各漁協は、稚内市が創設した新規漁業者に対する支援制度も活用し、地元での就業フェア等を通じて、就業希望者に対し、漁業の魅力を伝える機会を増やし、円滑な世代交代を促進する。</p> <p>② 各漁協は、経営の合理化や経費抑制のため、漁業経営セーフティーネットの活用、効率的な操業体制を図るための減速航行などの航行規制により、漁業コストの削減を図り、収益性の高い操業体制の構築を図る。</p> <p>③ 各漁協は、中核的漁業者が安定した漁家経営を行えるよう水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用して、生産基盤である漁船の更新や漁業機器整備を行う。</p> <p>④ 各漁協は、水産業を持続的なものとするため、若手漁業者に各種研修へ</p>
--	---

	<p>の参加を促し資質の向上を図るとともに、水産技術普及指導所や漁協青年部が中心となり、地元小中学校への出前講座等を行い水産業の魅力を伝えることで、将来担い手となりうる人材の育成を図る。</p> <p>⑤ 3年目に西稚内漁港船揚場の船置工が整備されたことにより稚内地区漁業者の漁船の上架作業が円滑化され、負担軽減、コストの削減が図られる。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） 1-①・② ・有害生物被害軽減対策事業（国） 3-① ・鳥獣被害防止総合対策事業（国） 3-①・② ・経営体育成総合支援事業（国） 4-① ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） 4-② ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 4-③ ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 4-③ ・水産業競争力強化金融支援事業（国） 4-③ ・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道） 3-①・② ・資源育成強化対策事業（市） 1-② ・海獣類漁業被害防止対策事業（市） 3-①・② ・沿岸漁業担い手育成事業（市） 4-① ・漁業近代化資金利子補給金事業（市） 4-②・③

(5) 関係機関との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域再生委員会構成員である自治体や観光協会・稚内商工会議所、稚内観光物産協会、稚内消費者協会など9団体で構成している稚内ブランド協議会等とのイベントへ参加し、水産物のPR活動を行うとともに、地域活性化に向けた「食と観光」の促進に取り組む。 ・ 新規就業者確保・育成のため、北海道や北海道漁業就業支援協議会と連携し、各種支援策や研修等を積極的に活用する。 ・ 宗谷管内の漁協で組織する（一社）宗谷管内さけ・ます増殖事業協会や水産試験場、水産技術普及指導所等の関係機関と連携し、水産資源の管理や保護に取り組む。

(6) 他産業との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地域の水産物の流通には、水産加工業による製品化あるいは市内の飲食店による提供が必要不可欠であることから、稚内ブランドに認定されている原材料や加工品に貼ることができる「稚内ブランド」のロゴとともに産地としての知名度を図る。 ・ 道内や首都圏におけるイベントは、各地域には稚内出身者として「ふるさと会」が存在していることから、様々なカテゴリーの方々との交流を機に、改めて稚内産の水産物の魅力を伝え販路拡大を図る。 ・ 観光分野においては、観光地でしかできない体験が魅力のひとつとなっていることから、観光協会等と連携して漁業体験等の環境づくりを検討・整備し、水産業から当地域の新たな魅力

を発掘する。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

- ・購買の販売実績
 当地域の新たな観光ができることで、多くの観光客を誘客することに繋がり、体験型による一次加工を通じて、ご当地のみで味わえる活の魅力を発信することができ、対象水産物の購買につながるものと想定されることから、購買の販売実績の向上を目標としている。
- ・海獣類の駆除頭数
 海獣類の継続した駆除による経験の蓄積と、的打ちの練習やベテランハンターの同伴による技術力の向上によって、確実に許容範囲内まで駆除することが可能となり、海獣類の定着化や固定化を防ぎ、水産資源の保護や漁具被害の軽減に繋がることから、海獣類の駆除頭数の増加を目標としている。
- ・新規漁業就業者数
 支援制度や受入環境の整備、就業フェアへの参加、漁業の魅力を伝える小中学校への出前講座等が、漁業を志す者の掘り起こしにつながるため、新規漁業就業者数の増加を目標としている。

(2) 成果目標

購買の販売実績額	基準年	令和元年度： 14,060 千円
	目標年	令和7年度： 15,466 千円
海獣類の駆除頭数	基準年	令和元年度： 44 頭
	目標年	令和7年度： 60 頭
新規漁業就業者数	基準年	平成27年度～令和元年度の累計： 45 人
	目標年	令和3年度～令和7年度の累計： 65 人

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

- ・購買の販売実績額
 観光客が活の水産物を購入する機会があまり無いことから、体験型観光によって直接的に魅力を発信することができ、体験した多くの観光客が、ホタテガイ等が購入することにより、現状値より1割増加した販売実績額としている。
- ・海獣類の駆除頭数

トドについては、国が策定した「トド基本方針」に基づき、北海道が策定した「トド採捕実施方針」に示された北海道日本海海域全体の捕獲頭数の枠内（R2年度の割当頭数：300頭）で駆除、アザラシについては、北海道アザラシ管理計画に基づき、一人あたり20頭の許可の範囲内で駆除を実施することとなっている。

現状、漁業者ハンターの経験が浅いこともあり、割当頭数を下回っている状況にあるが、駆除技術の向上により、令和元年度の駆除頭数に対する3割の増加を見込んでいる。

・新規漁業就業者数（下記図は直近5年間の推移）

当地域においては、特に稚内漁協の組合員数の減少と高齢化が著しく、世代交代や若返りが急務であり、基準年より2倍の新規漁業就業者の確保に努め、減少率や高齢化率が低い宗谷漁協においては現状維持を目標数値としている。

	H27	H28	H29	H30	R1	合計	平均
稚内漁協	7人	6人	7人	2人	5人	27人	5.4人
宗谷漁協	5人	3人	1人	5人	4人	18人	3.6人

稚内漁協：5人×2倍＝10人×5年間＝50人

宗谷漁協：3人×1倍＝3人×5年間＝15人 合計：65人

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）	広域浜プランの推進に伴う取り組みに対する総合的な支援
・有害生物被害軽減対策事業（国）	有害生物による漁業被害の影響を受けている漁業者の経営安定化を図る
・鳥獣被害防止総合対策事業（国）	トド、アザラシなどの海獣による直接的・間接的な漁業被害の軽減を目指した対策を行う
・漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃料の価格の上昇に備えるため、漁業者と国が拠出し資金を積み立て、燃料価格が一定の基準を超えた場合に、影響の緩和を図るため、補填金を充てる
・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	低燃費型エンジン等の導入による省コスト化・生産力向上への取組支援
・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	中核的担い手における漁業生産基盤である漁船を更新するため、漁船リース事業を活用し、中古又は新造船の整備を行うことで、強固な生産基盤を構築する
・水産業競争力強化金融支援事業（国）	中核的漁業者が漁船リース事業や機器導入を行った際に本事業を活用し金利の負担軽減を行う
・経営体育成総合支援事業（国）	漁業研修所で学ぶ若者に対する資金の給付や就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等を支援

	する
・トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業（北海道）	トド等の海獣被害の軽減に向けたハンター育成等に対する支援
・資源育成強化対策事業（市）	水産資源増大による収入の向上を図
・海獣類漁業被害防止対策事業（市）	トド・アザラシによる直接的・間接的な漁業被害の軽減を目指した対策を行う
・沿岸漁業担い手育成事業（市）	新規漁業就業者等の資格取得等に要する費用に対する支援
・漁業近代化資金利子補給金事業（市）	漁船や倉庫等の設備投資に対する資金の利子を補給する支援
・水産業競争漁力強化漁港機能増進事業（国）	船揚場の改良を行うことで漁船の上架にかかる負担軽減、コスト削減を図る。